

汚泥再生処理センター運転整備業務委託一般仕様書

第1章 総則

(目的)

第1条 この仕様書は、秋田市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に汚泥再生処理センターの運転操作・整備業務（以下「業務」という。）を委託するに当たり必要な事項を定めるものである。

(適用範囲)

第2条 この仕様書は、汚泥再生処理センターの運転整備業務を委託する場合に適用する。

(履行期間)

第3条 期間が、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(委託対象施設)

第4条 委託対象施設および施設の概要は、次のとおりである。

- (1) 名 称 汚泥再生処理センター
- (2) 場 所 秋田市向浜一丁目13番1号
- (3) 処理方式 処理方式 固液分離・希釈放流方式
資源化方式 汚泥等の助燃剤化方式
- (4) 処理能力 175k1/日
(し尿：92k1/日、浄化槽汚泥：83k1/日)

(業務の履行)

第5条 乙は、汚泥再生処理センターの機能を十分發揮するよう一般仕様書に定めるほか、契約書および特記仕様書に基づき、能率的、経済的かつ安全に業務を履行しなければならない。

(委託の範囲)

第6条 委託する業務の範囲は、一般仕様書・特記仕様書および別紙3「業務委託分担表」に定める範囲とする。

(法令等の順守)

第7条 乙は、甲の契約諸規定に従うとともに、労働関係法令等全ての法令を遵守しなければならない。

(有資格者等の確保)

第8条 前条において、法令上業務に直接必要とする有資格者および運転管理上必要な従事者は、乙で確保しなければならない。

(従事者の確保)

第9条 乙は、業務の公共的使命が重大であることを念頭におき、いかなる場合も業務に必要な従事者を確保しなければならない。

(実施計画書等の提出)

第10条 乙は、契約締結後、業務履行開始までに次の書類を甲に提出し、承諾を受けるものとする。変更する場合も、関係書類を提出するものとする。

- (1) 委託業務実施計画書
- (2) 業務従事者名簿
- (3) 経歴書
- (4) 受託管理者届
- (5) 着手届
- (6) その他甲が必要とする書類
(従事者の能力基準)

第11条 前条第2号の名簿により提出した業務従事者（以下「従事者」という。）は、職務別により次の資格を有するものとする。

- (1) 総括責任者

廃棄物処理施設技術管理者（し尿・汚泥再生処理施設技術管理者）を有し、総括の職務に当たり、管理能力を有する者又はし尿処理運転管理において3年以上の実務経験を有すること。

- (2) 主任技術者

受託管理者の補佐の任に当たる能力を有し、かつ、責任者として的確な判断ができる者で、機械および機器類の運転管理ならびに保守整備作業の管理監督を行う能力を有する者であること。

- (3) 技術員

専門的技術を持ち、技術的業務に従事できる者又は電気、機械もしくは化学関係工業高校卒業もしくは同等以上と認められる知識と経験を有する者であること。

2 甲は、従事者の中に業務の履行上著しく不適合と明らかに認められる者がある場合は、その理由を明示し、必要な措置を求めることができる。この場合においては、乙は、速やかに業務に支障がないよう必要な措置を取らなければならない。

- (労務管理等)

第12条 乙は、業務を実施するに当たり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 従事者の勤務については、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関係法令を順守すること。
- (2) 従事者の勤務に当たっては、労働安全衛生関係法令および廃棄物の処理及び清掃に関する法令等に基づく作業主任者、取扱責任者等を適切に配置し、作業の安全を第一として、作業効率の向上に努めること。
- (3) 乙は、従事者の労働管理および人事管理上的一切の責任を負うこと。
(教育、訓練等)

第13条 乙は、施設の適正な管理と安定した運転を維持するため、従事者に必要な指導、教育、訓練等を行い、記録等を甲に隨時報告するものとする。

2 乙は、業務上特に危険な作業については、労働災害を防止するために万全な体制を

確立し、従事者に適正な指導を行うこと。

3 乙は、本契約締結後、業務履行開始までに運転知識および技術習得教育を行うための運転教育・訓練計画書を作成し、甲の承諾を得るものとする。

(総括責任者の職務)

第14条 総括責任者は、契約書、仕様書その他関係書類により業務の目的、内容等を十分に理解し、職務を履行するとともに、従事者の指揮、監督および事故防止に努めなければならない。

2 総括責任者は、日常業務の履行に当たっては、甲と密に連絡および協議を行う者とする。

(緊急時の体制)

第15条 乙は、地震、落雷、大雨、台風等により処理施設に重大な支障が生じた場合に備え、従事者の非常招集ができる体制を確立しておくとともに、あらかじめ緊急時の体制を甲に届けなければならない。

(安全の確立)

第16条 乙は、労働安全衛生法、同法施行令、同法施行規則その他災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

2 乙は、事故防止を図るための安全対策を委託業務実施計画書で明確にしておくものとする。

3 乙は、業務履行に当たり、薬品類、毒性ガス、酸欠、可燃性ガス等に対し、必要な安全対策をとるとともに、適切な作業方法の選択および作業員の配置をし、危険防止に努めなければならない。

4 乙は、汚泥再生処理センター内で請負工事等が実施され、作業場所が隣接又は交錯する場合は、甲や関係者と密に連絡をとり、安全管理に支障のないよう処置するものとする。

5 乙は、業務履行に当たり、安全管理上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに甲に連絡するとともに、その指示に従わなければならない。

6 乙は、津波等が発生した場合には、施設使用者を速やかに安全な場所へ避難誘導するとともに、状況等を甲に報告すること。

(乙の義務)

第17条 乙は、関係法令等を順守し運転管理をしなければならない。ただし、施設構造上に起因する場合は、この限りではないが、予知した場合は、速やかに甲に報告し、必要な措置を講じなければならない。

(乙の創意工夫)

第18条 乙は、業務の履行に当たり、常に創意工夫を心がけ、施設の効率化を目指さなければならない。

第2章 業務内容

(業務体制)

第19条 乙は、一般仕様書および特記仕様書に明記された業務内容により、委託業務を行うものとする。

2 乙は、第15条に規定されている緊急時の体制を確立し、適切な委託業務を図るものとする。

(運転管理業務計画)

第20条 第10条の規定による委託業務実施計画書には、次の事項を記載した書面を添付しなければならない。

- (1) 業務分担、業務方法および業務内容に関すること。
- (2) 保全対策、安全対策および衛生管理に関すること。
- (3) 緊急連絡に関すること。
- (4) 貸与および事務室等の使用に関すること。
- (5) その他、維持管理に関すること。

2 乙は、前項を念頭におき、毎月末までに、翌月の運転管理および作業の計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

(各機器の運転操作)

第21条 乙は、前条の業務計画に沿って、各機器の機能、使命等を十分理解し、運転操作を適正に行うとともに、技術の研鑽に努めなければならない。

2 運転管理上必要な措置を講ずるために、全面的に運転を停止および再開するときは、甲の承諾を得なければならない。

(保守点検)

第22条 乙は、事故を未然に防止するとともに、各機器の耐用年数を延命するための日常的な保守点検を実施しなければならない。この場合における詳細については、特記仕様書によるものとする。

(簡易な修繕)

第23条 乙は、前項の保守点検等により発見した不良箇所又は事故もしくは故障の発生した箇所のうち、手工具、支給材料等により修繕可能なものについては、その修繕内容を甲と協議の上、処置しなければならない。

(突発的な修繕)

第24条 突発的な故障による修繕作業は、甲の負担とする。

2 乙は、緊急事態が発生した場合は、直ちに業務従事者を所定の場所に配置し、適切な対応を講ずるとともに、速やかに甲に報告し、指示に従うものとする。

(監視、測定、管理)

第25条 乙は、法令等に基づく監視および測定を実施し、記録をとらなければならない。この場合において、特に化学物質等については、健康に関わる情報および取扱い上の注意事項を熟知した上で、事故を未然に防ぐため日常の監視を行い、適正に監視し、記録

をしなければならない。

2 前項の規定による記録に係る詳細については、特記仕様書によるものとする。

(業務報告)

第26条 乙は、業務実績を明らかにするために必要な書類を作成し、報告するものとする。

2 乙は、委託業務履行の確認となる委託業務実施報告書を毎月作成し、速やかに提出するものとする。

3 第1項および前項の規定による報告に係る詳細については、特記仕様書によるものとする。

(業務引継)

第27条 本契約満了に伴い乙に変更があった場合は、業務の遂行に支障を来すことのないようにしなければならない。

2 乙は、前条の規定による確認書等をまとめた引継文書を作成し、新受託者に提出しなければならない。

3 乙は、新受託者に対し、業務に支障を来さないように技術指導を行わなければならぬ。この場合における技術指導に要する費用は、新受託者の負担とする。

4 引継期間については、乙と新受託者で協議して定めるものとし、甲にその内容を報告しなければならない。

5 引継文書に関しては、対象施設固有の運転および保守管理上の留意点も把握できる内容とし、次の項目についても記載するものとする。

- (1) 各設備の異常振動、異音等の状況
- (2) 計装設備の調整状況、各設備の設定値等
- (3) 運転上の特別な操作および運用方法
- (4) その他の留意事項

(火災の防止)

第28条 施設の火災を未然に防止するため、各箇所に火元責任者を選び、火気の正確な取扱いおよび後始末を徹底させ、火災を防止しなければならない。

(盗難等の防止)

第29条 現場における設備機器、工具、備品等の盗難もしくは紛失又は業務場所への不審者の侵入防止については、十分監視に努めなければならない。

第3章 その他

(事務室等の使用)

第30条 委託業務履行に必要な事務室、控室および駐車場等（以下「事務室等」という。）は、委託者の許可を得て使用すること。

2 使用する事務室等は、乙が責任をもって管理するとともに、使用する光熱水の節約に努めなければならない。

(完成図書、工具等の使用)

第31条 履行に必要と認めた完成図書、特殊工具、測定機器その他貸与品については、その使用状況を把握するとともに、台帳を作成し、保管しなければならない。

(負担区分)

第32条 委託業務に関する負担区分は、次のとおりである。

- (1) 第15条で規定する緊急時の体制に関わる特別な勤務経費等は、乙の負担とする。ただし、災害復旧等、長期間の助勢および人員増加が必要な場合については、甲との協議の上、清算および取決めを行うものとする。
- (2) 第30条で規定する事務室等の使用に係る費用は、乙の負担とする。
- (3) 委託業務に必要な什器、備品および事務機類は、乙が備えるものとする。なお、データロガ用プリンタは甲が準備するものを貸与するがメンテナンス費用は乙の負担とする。
- (4) 業務履行に必要な安全対策器具類は、原則として乙が備えるものとする。ただし、特殊な器具は、甲の負担とする。
- (5) 点検および修繕に用いる工具類および測定器具類は、原則として乙が備えるものとする。ただし、特殊な工具類および測定器具類は、甲の負担とする。
- (6) 次の日常の消耗品類は、乙の負担とする。
 - ア 環境整備用品（清掃用具、ウェス、洗浄油等）
 - イ 衛生用品（石鹼、消毒薬、緊急用薬品等）
 - ウ 事務用品（筆記用具、コピー用紙、ファイル、トナー等）
 - エ その他日用品
 - オ その他特記仕様書に記載されている負担区分

(従事者の服装、態度等)

第33条 乙は、従事者に安全、かつ、清潔な統一した服装を着用させなければならない。

2 乙は、次に掲げる事項について順守しなければならない。

- (1) 仕事を通じ、広く社会に貢献しているということを念頭におき、職務に専念しなければならない。
- (2) 環境問題に自主的、かつ積極的に取り組むことにより、地域環境の保全に寄与しなければならない。
- (3) 本運転管理業務および環境問題の取組は、科学的知見に基づいて実施するため、必要な能力および情報等の学習の機会を設けなければならない。

(路上喫煙の防止)

第34条 敷地内は禁煙とし、敷地外で喫煙をする場合は、周囲に十分配慮して、吸殻等が散乱しないようにしなければならない。

(整理、整頓)

第35条 乙は、業務場所を常に清掃するとともに、不要な物品を整理整頓し、清潔に努めなければならない。

(雑則)

第36条 この仕様書は、委託業務の大要を示すものであり、乙は、現場の状況に応じて明記されていない細部の事項についても、誠意をもって業務に当たらなければならない。

2 この仕様書において疑義が生じた事項又は定めがない事項については、甲と協議の上、定めるものとする。

汚泥再生処理センター運転整備業務委託 運転関係特記仕様書

(業務範囲)

第1条 委託する業務は、別紙1「機器リスト」の設備の範囲とする。

(業務内容)

第2条 業務の委託の内容は、次のとおりとする。

- (1) 運転管理業務
- (2) 保守管理業務
- (3) 施設管理業務
- (4) その他甲が求める業務

(運転管理基準)

第3条 施設の運転管理においては、次に掲げる基準を守らなければならない。

- (1) 放流水質については、別紙2「秋田市下水道条例の排除基準」以下で運転管理すること。
- (2) 脱水処理後の汚泥の性状は、含水率70%以下で運転管理する様努めること。

(有資格者等)

第4条 乙は、次に掲げる資格以上の資格を有する者を配置するものとする。

- (1) 廃棄物処理施設技術管理者（し尿・汚泥再生処理施設）
- (2) 第二種電気工事士
- (3) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (4) 特定化学物質等作業主任者
- (5) その他必要な資格

(保守点検等)

第5条 乙が行う日常的な業務は、次のとおりとする。

- (1) 機器類および設備の保全のため、別紙4「点検項目リスト」により、必要な点検を行う。
- (2) 機器類および設備が正常に作動するよう、給油、消耗部品の交換、薬品類の充填、清掃等を行う。
- (3) 乙は、施設内等の環境整備を行うものとする。
- (4) 乙は、冬季間における敷地内のスノーポールの設置および撤去を行うものとする。ただし、スノーポールは甲の負担とする。

(監視、測定および管理)

第6条 乙が行う日常および定期的もしくは不定期に行う監視、測定、および管理は、次のとおりとする。

- (1) 日報・月報に記載し、管理を行うものとする。
ア 受入・脱臭設備および資源化設備の運転管理状況

イ 薬品および油類の入荷量ならびに在庫量等

ウ その他甲が要求する事項

(業務報告)

第7条 乙が行う業務報告は、前条で行った監視、測定および管理の記録のほか、次のとおりとする。

(1) 業務完了報告書

(2) 業務実施報告書

ア 維持管理業務報告書

イ 維持管理月報

ウ 勤務時間集計表

エ 運転管理整備月報

オ 薬品注入量実測調整表

カ 薬品使用量月報

(3) 補修および特殊作業報告書ならびに写真

(4) その他甲が要求する報告書

(業務時間および休業日)

第8条 業務時間については、次のとおりとする。

(1) 業務時間

ア 資源化設備運転（平日および第1・第3・第5土曜日）

午前8時から午後3時30分まで

イ 搬入・受付（平日および第1・第3・第5土曜日）

午前7時から午後4時30分まで

ウ 事務業務（平日）午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 休業日

土曜日（第1・第3・第5を除く）、日曜日、国民の祝日および休日

(3) 業務時間外および休業日であっても、甲が必要と認める場合は、業務に携わること。

(施設および貸与物等の使用)

第9条 乙は、施設および貸与物等の使用に関して、常に整理整頓および清掃を心がけ、良好な維持管理を行わなければならない。

(負担区分)

第10条 委託業務に関する負担区分は、一般仕様書第32条に規定するほか、次のとおりとする。

(1) 甲が負担するもの

ア 薬品（ポリ鉄、高分子凝集剤、硫酸、苛性ソーダ、次亜塩素酸ソーダ等）

イ 活性炭および脱臭剤

ウ 分析用試薬・燃料

エ 予備品および機器用消耗品

オ 修繕費（簡易な修繕、乙の故意又は重大な過失による故障によるものを除く。）

カ 除雪作業費（玄関、受入室出入口の簡易な除雪を除く。）

(2) 乙が負担するもの

ア 業務従事者（以下「従事者」という。）の給料、手当、福利厚生費等

人件費および損害賠償責任保険費用

イ 従事者に支給する作業服、作業靴、ヘルメットおよび各種安全用具等の物品費

ウ 甲が貸与する以外の事務所消耗品、通信運搬費、什器、事務用備品等。ただし、

データロガ用プリンタの消耗品は乙の負担とする。

エ 点検業務において行うオイル交換などで発生する油脂類は乙の負担とする。

(業務履行に係る適用)

第11条 乙は、本契約締結後、直ちに委託業務実施計画書を作成し、甲の承諾を得るものとする。

2 乙は、運転管理マニュアル・日報等を独自に作成し、承諾を得るものとする。

3 乙は、令和8年4月1日から確実に業務を遂行しなければならない。

(責任の範囲)

第12条 乙は、委託業務の公共的使命の重大性に鑑み、従事者の労働管理に万全を期すとともに、これらの関係法令等に基づく一切の責任を負うものとする。

2 乙は、施設での作業等の秩序を保ち、当施設の火災および盗難もしくは、紛失等の防止に努めるものとする。

3 乙は、緊急時対応マニュアルを作成し、その教育および訓練に努め、従事者全員が、緊急事態に対応できるようにしなければならない。

4 乙は、水質汚濁、大気汚染、臭気、振動等の公害関係規制値を順守し、公害を発生させないよう適正な運転をしなければならない。

5 乙は、委託業務実施計画に基づき、効率的に業務を遂行しなければならない。

6 乙は、薬品および汚泥の外部搬出の手配に関して、直接業者へ連絡を行うこととする。また、乙は薬品受け入れ時は立ち合いを行うこととする。

7 本業務に係る甲と乙の責任分担については、別紙3「業務委託分担表」に定めるとおりとする。

(損害賠償)

第13条 乙は、業務の履行上、乙の故意又は過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、直ちにその状況を甲に報告するとともに、全て乙の責任において負担しなければならない。

2 乙は、委託業務の一部又は全部を故意に休止した場合は、その原因および業務量等に応じて契約金額の減額を行うものとする。

3 乙は、前2項を起因とする環境悪化等の公害が生じた場合は、地域環境の現状回復および地域住民等への補償等の一切の費用を負担しなければならない。

4 乙は、業務を開始する前に賠償責任保険に加入しなければならない。

(守秘義務)

第14条 乙は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。本契約満了後においても、同様とする。

(協議)

第15条 この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、双方協議の上、決定するものとする。

汚泥再生処理センター運転整備業務委託

整備関係特記仕様書

(目的)

第1条 この仕様書は、汚泥再生処理センターの点検整備業務（以下「本業務」という。）に適用することを目的とする。

(点検整備業務)

第2条 本業務は、次のとおりとする。

- (1) 破碎機点検整備業務
- (2) 投入ポンプ点検整備業務
- (3) 分離液移送ポンプ整備業務
- (4) ポリマポンプ点検整備業務
- (5) 脱水機設備点検整備業務
- (6) 放流ポンプ点検整備業務
- (7) 活性炭脱臭塔ろ材点検整備業務
- (8) 工業計器および水質分析装置点検整備業務
- (9) データロガ点検整備業務
- (10) クレーン設備年次点検業務

(点検整備内容)

第3条 本業務は、対象機器において、点検整備仕様書に基づき行うものとする。

2 点検整備工程は、甲と協議の上、決定するものとする。

3 乙は点検整備業務を次条以下の規定に従って施工するものとする。この場合において、同条以下の規定に明示されていない事項が生じたときは、施工又は維持管理上必要と認められる点検整備は、甲と協議の上、乙の責任において行わなければならない。

(施工管理等)

第4条 乙は、設計図書に適合する業務目的を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行うこと。

(施工中の安全確保および環境保全)

第5条 業務現場の安全衛生に関する管理は、乙が責任者となり、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令等に従ってこれを行うこと。

(養生)

第6条 既存施設部分、業務目的の施工済み部分等について、汚損又は損傷しないよう適切な養生を行わなければならない。

(後片付け)

第7条 本業務が完成したときは、当該業務に関連する部分の後片付けおよび清掃を行うものとする。

(用役等の使用)

第8条 点検作業に必要な水、電気および特殊工具は、無償で使用してよいものとする。

(機材の保管)

第9条 搬入した機材は、業務に使用するまで変質等がないよう保管するものとする。

(施工)

第10条 施工は、監督職員の承諾を受けた実施工程表および施工計画に従って行うこと。

(施工の確認および報告)

第11条 施工を完了したときは、その施工が仕様書に適合することを確認しなければならない。この場合においては、適時、監督職員に報告するものとする。

(施工の検査等)

第12条 施工を完了したときおよび監督職員と協議を行い実施した工程に達したときは、監督職員の検査を受けなければならない。

(業務検査)

第13条 本業務を完成したときの通知は、次に示す要件の全てを満たす場合に、監督職員に提出することができるものとする。

- (1) 全ての業務が完了していること。
- (2) 事前に監督職員と協議を行い実施した事項が全て完了していること。
- (3) 業務関係図書および記録の整備が全て完了していること。

(異常事態発生時の処置)

第14条 乙は、点検整備で発見した不良箇所および故障の発生箇所のうち、備付工具、支給材料等を用いて修理可能なものについては、監督職員の承諾を得て修理しなければならない。この場合において、緊急を要すときは、応急処置を行った後、監督職員に報告するものとする。

2 乙は、故障が発生した場合は、速やかに技術者を派遣し、修理しなければならない。この場合における修繕に要する費用については、甲、乙双方が協議し、決定するものとする。

(点検報告書)

第15条 点検整備業務終了後は、成果品を一括して提出するものとする。

- 2 前項の規定による成果品の提出と併せて、点検結果より判断した機器および設備の現状を記載した点検報告書を提出するものとする。
- 3 前項の報告書の様式は、乙独自のものとする。

(協議)

第16条 この仕様書において、疑義が生じた事項又は定めのない事項その他業務施工の細目については、当該業務を担当する監督職員と協議するものとする。

汚泥再生処理センター運転整備業務委託

点検整備仕様書

各設備の整備・点検・部品交換・清掃等の点検整備等を次の内容により実施するものである。

この場合において、本業務の履行に必要があると認めるときは、仕様書に明記されていない作業および部品・油脂類・補修塗装等についても含むものとする。

また、点検内容は点検整備の不足事項、次回点検整備時期、次回点検線整備時推奨事項についても判定を行い、報告までを含むものとする。

1 破碎機点検整備業務

破碎機4台の消耗部品等を交換し、点検・調整・試運転までを行う。

- (1) 製作メーカー : ハスクバーナ・ゼノア株式会社
- (2) 型式 : KDV150
- (3) 交換部品リスト

ア 一回目点検整備（生し尿、浄化汚泥）

交換部品	仕様・規格	数量	単位	備考
Oリング	NBR（部品No.5）	4	個	
Oリング	NBR（部品No.55）	4	個	
ロックワッシャー	SUS304+セラミック	4	個	
破碎機新刃	S45C	2	組	
破碎刃肉盛研磨加工	S45C	2	組	

イ 二回目点検整備（生し尿、浄化汚泥）

交換部品	仕様・規格	数量	単位	備考
破碎機新刃	S45C	2	組	
破碎刃肉盛研磨加工	S45C	2	組	支給品
Oリング	NBR（部品No.5）	4	個	
Oリング	NBR（部品No.55）	4	個	
オイルシール	NBR+SUS304	4	個	
オイルシール	NBR（82φ×60φ×12t）	8	個	
ロックワッシャー		4	個	
スリープ		4	個	

0 リング	NBR (部品No.50)	4	個	
0 リング	NBR (部品No.18)	4	個	
0 リング	NBR (部品No.11)	4	個	

ウ 予備刃納入（浄化汚泥）

交換部品	仕様・規格	数量	単位	備考
破碎刃肉盛研磨加工	S45C	2	組	

(4) 点検整備内容

ア 当該機器において、点検整備後、電流値・異音・異常発熱等の状況確認を行い、点検整備結果を報告書により報告すること。

イ 点検周期については、履行期間を通して以下のとおり行うこと。

(ア) 生し尿用破碎機

全機の点検整備を各号機毎、年2回実施すること。

(イ) 浄化槽汚泥用破碎機

全機の点検整備を各号機毎、年2回実施すること。

ウ 1回目の点検整備で外した刃4セットのうち2セットについては、2回目整備時までに肉盛研磨加工を施し現場に納品すること。

2 投入ポンプ点検整備業務

投入ポンプの消耗部品等を交換し、簡易清掃後、点検・調整・試運転までを行う。

(1) 製作メーカー : 相互ポンプ株式会社

(2) 型式 : 80NFG-C-22M×3.7kW

(3) 交換部品リスト

交換部品	仕様・規格	数量	単位	備考
主軸・玉軸受	SUS403・6306LLB	1	台分	
メカニカルシール	25WEN	1	台分	
油面計	ナイロン	1	台分	
メカプレート	FC200	1	台分	
羽根車	FC200	1	台分	
カッタープレート	SCS24	1	台分	
ケーシング	FC200	1	台分	
吸込曲管	FC200	1	台分	

面パッキン	吸込曲管	1	台分	
面パッキン	吐出曲管	1	台分	
面パッキン	メカプレート	1	台分	
電動機、玉軸受	6207LLB・6206LLB	1	台分	

(4) 点検整備内容

- ア 当該機器において、点検整備後、電流値・異音・異常発熱等の状況確認を行い、点検整備結果を報告書により報告すること。
- イ 点検整備の不足事項・次回点検整備時期・次回点検整備時推奨事項についても判定を行い、報告すること。

3 分離液移送ポンプ点検整備業務

分離液移送ポンプの消耗部品等を交換し、簡易清掃後、点検・調整・試運転までを行う。

(1) 製作メーカー : 古川産機システムズ株式会社

(2) 型式 : SPL-50R

(3) 交換部品リスト

交換部品	仕様・規格	数量	単位	備考
インペラ	Y870	1	個	
フロントライナー	テンネンゴム	1	個	
フロントケーシングライナー	テンネンゴム	1	個	
バックケーシングライナー	テンネンゴム	1	個	
メカニカルシール	SIC/SIC FKM	1	式	
ボルト	SUS304	4	個	
シャフト	S45C	1	個	
シャフトスリーブ	SUS304	1	個	
軸受 A	6310Z	1	個	
軸受 B	6310	1	個	
軸受 D	6309	1	個	
軸受 E	6309Z	1	個	
軸受用ナット		1	個	
軸受用座金		1	個	
ペアリングハウジング	FC200	1	個	

スタディングボックス	SUS304	1	個	
フロントカバーパッキン	テンネンゴム	3	個	
フロントカバーパッキン	テンネンゴム	2	個	
フロントカバーパッキン	SPC	2	個	
インペラパッキン	ガラスイリテフロン	1	個	
調整シム A	SPC	4	個	
調整シム B	SPC	4	個	
V リング	NBR	1	個	
V ベルト		3	本	
軸受(モータ用)駆動側		1	個	
軸受(モータ用)反駆動側		1	個	

(4) 点検整備内容

- ア 当該機器において、点検整備後、電流値・異音・異常発熱等の状況確認を行い、点検整備結果を報告書により報告すること。
- イ 点検整備の不足事項・次回点検整備時期・次回点検整備時推奨事項についても判定を行い、報告すること。

4 ポリマポンプ点検整備業務

ポリマポンプの消耗部品等を交換し、簡易清掃後、点検・調整・試運転までを行う。

- (1) 製作メーカー : 兵神装備株式会社
- (2) 型式 : NYT20
- (3) 交換部品リスト

交換部品	仕様・規格	数量	単位	備考
ドライブシャフト	SUS316	2	個	
スプリングピン	SUS420J2	2	個	
カップリングロッド	SUS316	2	個	
ローター	SUS316	2	個	
ステーター	FKM/ST	2	台	
コネクチングスリーブ	SUS316	2	個	
サークリップ	SUS316	4	個	
シリンドリカルビン	SUJ2	2	個	

ジョイントピン	SUJ2	4	個	
セーフティースリーブ	SUS316	4	個	
キャップ	NBR	2	個	
メカニカルシール	SIC/SIC/FKM/SUS316	2	個	
水切りリング	EPDM	2	個	
オイルカップ	黄銅+Cr	2	個	
O リング	FKM G50	2	個	
O リング	FKM	8	個	
O リング	FKM P16	2	個	
PA シール	NBR/SUS316	4	個	

(4) 点検整備内容

- ア 当該機器において、点検整備後、電流値・異音・異常発熱等の状況確認を行い、点検整備結果を報告書により報告すること。
- イ 点検整備の不足事項・次回点検整備時期・次回点検整備時推奨事項についても判定を行い、報告すること。

5 脱水機設備点検整備業務

脱水機設備の消耗部品等を交換し、簡易清掃後、点検・調整・試運転までを行う。

(1) 製作メーカー : 水 ing 株式会社

(2) 型式 : DSPS-700N

(3) 交換部品リスト

交換部品	仕様・規格	数量	単位	備考
アイドラーユニット	No.1	2	個	
駆動軸受ユニット	No.1	2	個	
チェーン	No.1	1	本	
チェーンガイドレール	No.1	1	式	
駆動軸スプロケット	No.1	1	個	
従動ベアリング	No.1	1	組	
電動機	No.1	1	台	
エバグロース U700	20kg/袋×10 袋	200	kg	

(4) 点検整備内容

- ア 当該機器において、点検整備後、電流値・異音・異常発熱等の状況確認を行い、点検整備結果を報告書により報告すること。
- イ 点検整備の不足事項・次回点検整備時期・次回点検整備時推奨事項についても判定を行い、報告すること。
- ウ エバグロースは難脱水性汚泥の含水率改善のため、適量を適宜使用すること。

(5) 点検事項

ア 凝集反応槽

- (ア) 外観目視確認による破損の有無
- (イ) し渣および汚泥の清掃

イ 濃縮スクリーン

- (ア) 外観目視確認による破損の有無
- (イ) 一部分分解点検による各部状況の確認
- (ウ) 付着汚泥等の洗浄および清掃

ウ 汚泥脱水機

- (ア) 外観目視確認による破損の有無
- (イ) 軸受部の劣化状況の確認
- (ウ) 洗浄装置の状態確認
- (エ) 付着汚泥等の清掃
- (オ) 給脂状態の確認

エ 油圧ユニット

- (ア) 外観目視確認による破損の有無
- (イ) 油量確認

6 放流ポンプ点検整備業務

放流ポンプの消耗部品等を交換し、簡易清掃後、点検・調整・試運転までを行う。

- (1) 製作メーカー : 古川産機システムズ株式会社
- (2) 型式 : SPL-80R
- (3) 交換部品リスト

交換部品	仕様・規格	数量	単位	備考
フロントライナ		1	個	
フロントケーシングライナ		1	個	

バックケーシングライナ		1	個	
インペラ		1	個	
シャフトスリーブ		1	個	
フレーム		1	個	
ベアリングハウジング		1	個	
フロントカバーパッキン	T=1.0	6	個	
フロントカバーパッキン	T=0.5	2	個	
フロントカバーパッキン	T=1.2	4	個	
インペラパッキン	T=1.6	1	個	
ベアリングナット	AN11	1	個	
ベアリングワッシャー	AW11	1	個	
メカニカルシール		1	個	
ボルト		4	個	
ベアリング	A	1	個	
ベアリング	B	1	個	
ベアリング	D	1	個	
ベアリング	E	1	個	
V リング	V-50S	1	個	
調整シム	A	4	個	
調整シム	B	4	個	
V ベルト	B-57	4	本	
モーターベアリング	負荷側	1	個	
モーターベアリング	反負荷側	1	式	

(4) 点検整備内容

- ア 当該機器において、点検整備後、電流値・異音・異常発熱等の状況確認を行い、点検整備結果を報告書により報告すること。
- イ 点検整備の不足事項・次回点検整備時期・次回点検整備時推奨事項についても判定を行い、報告すること。

7 活性炭脱臭塔ろ材点検整備業務

活性炭吸着塔のろ材入替・廃炭処分を行う。

(1) 製作メーカー : 岐山化工機株式会社

(2) 交換部品リスト

交換部品	仕様・規格	数量	単位	備考
高濃度用活性炭	エバダイヤ AG-210	1,260	kg	支給品

(3) 業務内容

ア 当該機器において、ろ材入替業務実施後の状況確認を行い、ろ材入替結果を報告書により報告すること。

イ ろ材入替の不足事項・次回ろ材入替時期・次回ろ材入替時推奨事項についても判定を行い、報告すること。

8 工業計器および水質分析装置点検整備業務

工業計器全数の点検を行う。

(1) 工業計器一覧

« レベル計 »

ア L1A1	受入槽 (1) 液位計	横河電機株式会社製
イ L1A2	受入槽 (2) 液位計	横河電機株式会社製
ウ L1A3	前貯留槽 (1) 液位計	横河電機株式会社製
エ L1A4	前貯留槽 (2) 液位計	横河電機株式会社製
オ L1A5	分離液槽 (1) 液位計	横河電機株式会社製
カ L1A6	分離液槽 (2) 液位計	横河電機株式会社製
キ L1A7	希釀槽液位計	横河電機株式会社製
ク L1A8	ポリマ原液貯留槽液位計	横河電機株式会社製

« 流量計 »

ケ FI-1	破碎し尿 (1) 流量計	横河電機株式会社製
コ FI1-2	破碎し尿 (2) 流量計	横河電機株式会社製
サ FI2-1	投入汚泥 (1) 流量計	横河電機株式会社製
シ FI2-2	投入汚泥 (2) 流量計	横河電機株式会社製
ス FI3-1	ポリマ (1) 流量計	横河電機株式会社製
セ FI3-2	ポリマ (2) 流量計	横河電機株式会社製
ソ FI4	分離液流量計	横河電機株式会社製
タ FI5	希釀水流量計	横河電機株式会社製

チ FI6	放流水流量計	横河電機株式会社製
ツ FI7	工業用水流量計	横河電機株式会社製
テ FI-B01	地下原水流量計	横河電機株式会社製
ト FI-B02	1階原水流量計	横河電機株式会社製

《分析計》

ナ pHIA1-1	凝集反応槽 (1) pH 計	東亜 DKK 株式会社製
ニ pHIA1-2	凝集反応槽 (2) pH 計	東亜 DKK 株式会社製
ヌ pHIA2	生物脱臭循環槽 pH 計	東亜 DKK 株式会社製
ネ pHIA3	酸循環槽 pH 計	東亜 DKK 株式会社製
ノ pHIA4	アルカリ・次亜塩循環槽 pH 計	東亜 DKK 株式会社製
ハ pHIA5	放流水 pH 計	東亜 DKK 株式会社製
ヒ SSIA1	放流水 SS 計	東亜 DKK 株式会社製
フ C1IA1	アルカリ・次亜塩循環槽塩素濃度計	バイエニクス機器株式会社製

《温度計》

ヘ TIA1	生物脱臭循環槽温度計	横河電機株式会社製
ホ T1-B01	地下原水温度計	横河電機株式会社製
マ T1-B02	地下処理水温度計	横河電機株式会社製
ミ T1-B03	1階処理水温度計	横河電機株式会社製
ム T1-B04	1階原水温度計	横河電機株式会社製

(2) 交換部品リスト

ア pH 計用部品

交換部品	仕様・規格	数量	単位	備考
ガラス電極	HGC300-0-Y0	2	個	
液絡部	JC300-0-Y	2	個	
飽和 KCL-GEL	KCL-GEL	1	個	
pH 標準液	pH4. 01	1	本	
pH 標準液	pH6. 86	1	本	
pH 標準液	pH9. 18	1	本	
pH 電極	5600-5F	4	本	
KCL 溶液	143A252	1	本	

イ MLSS 計用部品

交換部品	仕様・規格	数量	単位	備考
0 リング	G40	1	個	
0 リング	AS568-016	2	個	
セル	48231200	1	個	
ワイパー	115H104	1	個	
ギヤードモーター	107A323	1	個	
PPY パッキン交換作業	7219970K	1	個	
バッファーチューブアッセンブリー	718927	1	個	
シリカゲル	5g	1	個	
シリカゲル	20g	1	個	
0 リング	P20	1	個	
バリスタユニット	7128030U	1	個	
0 リング	P26	1	個	

ウ 高濃度残留塩素計用部品

交換部品	仕様・規格	数量	単位	備考
センサ I 用内部電極		1	本	
センサ II		1	本	
センサ I 用 0 リング	P16	1	個	
フローセル清掃口用 0 リング	P50	1	個	

(3) 点検整備内容

当該機器において、点検整備後、点検整備結果を報告書により報告すること。

(4) 点検整備事項

ア 現場計器

(ア) 電磁流量計

- a 外観目視確認による計器破損等の有無
- b パラメータ確認
- c 検出端の絶縁抵抗確認実施
- d キャリブレータを使用し、指示・出力確認、調整の実施
- e 変換器から模擬信号を出力し、CRT およびタッチパネルのループ確認を実施

(イ) 差圧伝送器

- a 外観目視確認による計器破損等の有無

- b パラメータ確認
- c フランジを割り、実圧力を入力し、出力確認、調整の実施
- d 変換器から模擬信号を出力し、CRT およびタッチパネルのループ確認を実施

(ウ) 分析計

- a 外観目視確認による計器破損等の有無
- b パラメータ確認
- c 標準液による指示・出力確認、調整の実施
- d 予備品を使用し、センサ交換実施（塩素濃度計）
- e 変換器出力端子から模擬信号を出力し、CRT およびタッチパネルのループ確認を実施

(エ) 測温抵抗体

- a 外観目視確認による計器破損等の有無
- b 検出端の絶縁抵抗確認実施
- c 検出器出力端子から模擬信号を出力し、CRT およびタッチパネルのループ確認を実施

イ ラック計器

(ア) アイソレータ

模擬信号を入力し、出力確認、調整の実施

(イ) 測温変換器

模擬信号を入力し、出力確認、調整の実施

(ウ) ディストリビュータ

模擬信号を入力し、出力確認、調整の実施

9 データロガ点検整備業務

当該機器において、点検整備後、電流値・異音・異常発熱等の状況確認を行い、点検整備結果を報告書により報告すること。

(1) 製作メーカー : Watering 株式会社

(2) 型式 : LS-16

(3) 交換部品リスト

交換部品	仕様・規格	数量	単位	備考
ハードディスクドライブ	1TB	2	台	

液晶ディスプレイ	24型	3	台	
スイッチングハブ	8ポート	1	台	
カラーレーザープリンター	A3対応	1	台	
ペーパーフィーダ	上記対応品	1	個	
データロガ入出力装用電源ユニット	CS1シリーズ	2	個	
スイッチング電源	24V/30W	1	個	
トナーカートリッジ	ブラック	1	個	
トナーカートリッジ	イエロー	1	個	
トナーカートリッジ	シアン	1	個	
トナーカートリッジ	マゼンタ	1	個	
ドラムカートリッジ		1	個	
回収トナー ボックス		1	個	
ファンガード	9cm サイズ	12	個	

(4) 点検整備内容

- ア 当該機器において、工場整備を実施し、現地据付後、電流値・異音・異常発熱等の状況確認を行い、点検整備結果を報告書により報告すること。
- イ 整備の不足事項・次回点検整備時期・次回点検整備時推奨事項についても判定を行い、報告すること。

10 クレーン設備年次点検業務

クレーン設備の年次点検を行い、点検結果を報告書により報告すること。

(1) 製作メーカー : 株式会社キトー

(2) 交換部品リスト

なし

(3) 点検内容

ア 当該機器において、ウェイトを用いて年次点検を実施し点検結果を報告書により報告すること。

イ 点検の不足事項・次回点検時期・次回点検時推奨事項についても判定を行い、報告すること。

別紙 1

機器リスト

番号	機器名称	形式 (メーカー形式・型番)	数量
A	受入設備		
A-1	受入口	負圧式手動型	6組
A-2	高圧洗浄装置	高圧洗浄機	1台
A-3	真空ポンプ	真空吸引式	1台
A-4	沈砂セパレータ	密閉型(変形円錐形)	1基
A-5	バキュームタンク	真空密閉型	1基
A-6	沈砂コンテナ	ワンタッチ式箱型	2台
A-7	沈砂搬出用チェーンブロック	電動チェーンブロック	1台
A-8	破碎機	無閉塞渦巻(槽外堅型)	4台
			(2台)
A-9	前貯留槽攪拌プロワ	ロータリープロワ	2台
			(1台)
A-10	分離液槽等攪拌プロワ	ロータリープロワ	2台
			(1台)
A-11	前貯留槽(1)散気装置	多孔管式	6本
A-12	前貯留槽(2)散気装置	多孔管式	6本
A-13	消泡剤貯槽	密閉円筒堅型槽	1基
A-14	消泡剤ポンプ	ダイヤフラム型	3台
			(1台)
A-15	前貯留槽攪拌ポンプ	無閉塞渦巻(槽外堅型)	2台
B	資源化設備		
B-1	ポリテツ貯槽	密閉円筒立型タンク	1基
B-2	脱水用ポリテツポンプ	ダイヤフラム型	4台
			(2台)
B-3	ポリマ原液貯槽	密閉円筒立型タンク	1基
B-4	ポリマ自動溶解装置	連続自動溶解式	1基
B-5	脱水用ポリマポンプ	一軸ネジ式定量型	3台
			(1台)
B-6	脱水用硫酸ポンプ	ダイヤフラム型	3台
			(1台)
B-7	投入ポンプ	無閉塞渦巻(槽外堅型)	4台
			(2台)
B-8	脱水設備		2式

別紙1

機器リスト

番号	機器名称	形式 (メーカー形式・型番)	数量
【設備1式当たりの構成】			
(1)	脱水機	軸摺動式スクリュープレス	1台
(2)	濃縮機	重力濃縮機	1台
(3)	凝集反応槽	鋼板製円筒形2槽式	2槽
(4)	凝集反応槽攪拌機	パドル式攪拌機	1台
(5)	脱水設備架台		1式
B-9	脱水機用チェーンブロック	電動チェーンブロック	2台
B-10	脱水汚泥コンベヤ	ライトコンベヤ	1式
B-11	消臭剤噴霧装置	タンク付ポンプユニット	1台
B-12	分離液移送ポンプ	無閉塞型汚泥ポンプ	3台
			(2台)
B-13	分離液槽(1)散気装置	多孔管式	4本
B-14	分離液槽(2)散気装置	多孔管式	4本
B-15	空気圧縮機	無給油圧力開閉式	2台
C	放流設備		
C-1	希釀槽散気装置	多孔管式	5本
C-2	放流ポンプ	無閉塞型汚泥ポンプ	2台
			(1台)
C-3	pH調整用苛性ソーダポンプ	ダイヤフラム型	2台
			(1台)
D	脱臭設備		
D-1	高濃度臭気ファン	片吸込ターボファン	1台
D-2	生物脱臭塔	1塔2段式充填塔	1基
D-3	生物脱臭塔循環ポンプ	立軸渦巻型(槽外型)	2台
			(1台)
D-4	酸+アルカリ・次亜塩洗浄塔	豎型充填塔	1基
		酸洗浄部	
		アルカリ・次亜塩洗浄部	
D-5	酸循環ポンプ	立軸渦巻型(槽外型)	2台
			(1台)
D-6	アルカリ循環ポンプ	立軸渦巻型(槽外型)	2台
			(1台)

別紙 1

機器リスト

番号	機器名称	形式 (メーカー形式・型番)	数量
D-7	硫酸貯槽	密閉円筒立型タンク	1基
D-8	脱臭用硫酸ポンプ	ダイヤフラム型	2台
			(1台)
D-9	苛性ソーダ貯槽	密閉円筒立型タンク	1基
D-10	脱臭用苛性ソーダポンプ	ダイヤフラム型	2台
			(1台)
D-11	次亜塩素酸ソーダ貯槽	密閉円筒立型タンク	1基
D-12	脱臭用次亜塩素酸ポンプ	ダイヤフラム型	2台
			(1台)
D-13	スケール防止剤注入装置	タンク上乗ダイヤフラム型	1台
D-14	高濃度活性炭吸着塔	豎型充填塔	1基
		活性炭充填部	
D-15	低濃度臭気ファン	片吸込ターボファン	1台
D-16	低濃度活性炭吸着塔	豎型充填塔	1基
		活性炭充填部	
D-17	活性炭用チェーンブロック	電動チェーンブロック	1台
E	用水設備		
E-1	希釈水供給用ポンプ	水中用水ポンプ	2台
			(1台)
E-2	自動給水装置	吐出圧力一定	1組
		水中自動給水ユニット	
E-3	床排水ポンプ	ボルテックス水中汚水ポンプ	1台
F	その他設備		
F-1	1階用チェーンブロック	電動チェーンブロック	1台
F-1	2階用チェーンブロック	電動チェーンブロック	1台
G	計装・制御機器		
G-1	工業計器		1式
LIA1	受入槽(1)液位計	差圧伝送式	
LIA2	受入槽(2)液位計	差圧伝送式	
LIA3	前貯留槽(1)液位計	差圧伝送式	
LIA4	前貯留槽(2)液位計	差圧伝送式	
LIA5	分離液槽(1)液位計	差圧伝送式	
LIA6	分離液槽(2)液位計	差圧伝送式	
LIA7	希釀槽液位計	差圧伝送式	
LIA8	ポリマ原液貯槽液位計	超音波式	

別紙1

機器リスト

番号	機器名称	形式 (メーカー形式・型番)	数量
FI1-1	破碎し尿(1)流量計	電磁流量計	
FI1-2	破碎し尿(2)流量計	電磁流量計	
FI2-1	投入汚泥(1)流量計	電磁流量計	
FI2-2	投入汚泥(2)流量計	電磁流量計	
FI3-1	ポリマ(1)流量計	電磁流量計	
FI3-2	ポリマ(2)流量計	電磁流量計	
FI4	分離液流量計	電磁流量計	
FI5	希釈水流量計	電磁流量計	
FI6	放流水流量計	電磁流量計	
FI7	工業用水流量計	電磁流量計	
FI-B01	地下原水流量計	電磁流量計	
FI-B02	1階原水流量計	電磁流量計	
PHIA1-1	凝集反応槽(1)pH計	浸漬型	
PHIA1-2	凝集反応槽(2)pH計	浸漬型	
PHIA2	生物脱臭循環槽pH計	浸漬型	
PHIA3	酸循環槽pH計	浸漬型	
PHIA4	アルカリ・次亜塩循環槽pH計	浸漬型	
PHIA5	放流水pH計	浸漬型	
SSIA1	放流水SS計	浸漬型	
CIIA1	アルカリ・次亜塩循環槽塩素濃度計	流通式	
TIA1	生物脱臭循環槽温度計	熱電対式	
T1-B01	地下原水温度計	測温抵抗体	
T1-B02	地下処理水温度計	測温抵抗体	
T1-B03	1階処理水温度計	測温抵抗体	
T1-B04	1階原水温度計	測温抵抗体	
G-2	液面制御器		1式
LCA-1	受水槽液面制御器	フリクト式	
LA-2	バキュームタンク液面制御器	静電容量式	
LA-3	生物脱臭循環槽液面制御器	電極式	
LA-4	酸循環槽液面制御器	電極式	
LA-5	アルカリ・次亜塩循環槽液面制御器	電極式	
LA-6	ポリテツ貯槽液面制御器	リード式	
LA-7	ポリマ自動溶解装置液面制御器		
LA-8	硫酸貯槽液面制御器	リード式	
LA-9	苛性ソーダ貯槽液面制御器	電極式	

別紙 1

機器リスト

番号	機器名称	形式 (メーカー形式・型番)	数量
LA-10	次亜塩素酸ソーダ貯槽液面制御器	電極式	
LA-11	前貯留槽(1)液面制御器	電極式	
LA-12	前貯留槽(2)液面制御器	電極式	
LA-13	ポリテツ貯槽防液堤液面制御器	電極式	
LA-14	硫酸貯槽防液堤液面制御器	電極式	
LA-15	苛性ソーダ貯槽防液堤液面制御器	電極式	
LA-16	次亜塩貯槽防液堤液面制御器	電極式	
H	簡易生物処理装置		
H-1	BioGill Tower		12基
H-2	循環槽	鋼板製角型水槽	6槽
H-3	原水ポンプ	一軸ネジ式ポンプ	2台
H-4	循環ポンプ	水中汚水ポンプ	12台
H-5	処理水移送ポンプ	水中汚水ポンプ	1台
H-6	処理水ポンプ	水中汚水ポンプ	1台
H-7	処理水受槽	地上型水槽	1槽
H-8	処理水槽	地上型水槽	1槽
I	換気設備		
I-1	斜流ファン	斜流送風機	1台
I-2	片吸込シロッコファン	片吸込マルチエースファン	1台
I-3	片吸込シロッコファン	片吸込マルチエースファン	1台
I-4	片吸込シロッコファン	片吸込マルチエースファン	1台

別紙2

秋田市下水道条例の排除基準

	項目	基準
1	カドミウムおよびその化合物	0.1
2	シアン化合物	* 0.1
3	有機燐化合物	1
4	鉛およびその化合物	0.1
5	六価クロム合物	0.2
6	砒素およびその化合物	0.1
7	水銀およびアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005
8	アルキル水銀化合物	N.D.
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003
10	トリクロロエチレン	0.3
11	テトラクロロエチレン	0.1
12	四塩化炭素	0.02
13	ジクロロメタン	0.2
14	1, 2-ジクロロエタン	0.04
15	1, 1, 1-トリクロロエタン	3
16	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06
17	1, 1-ジクロロエチレン	1
18	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4
19	1, 3-ジクロロプロパン	0.02
20	チウラム	0.06
21	シマジン	0.03
22	チオベンカルブ	0.2
23	ベンゼン	0.1
24	セレンおよびその化合物	0.1
25	ほう素化合物	230
26	ふつ素およびその化合物	15
27	1, 4-ジオキサン	0.5
28	フェノール類	* 2.0
29	銅およびその化合物	* 2.0
30	亜鉛およびその化合物	2
31	鉄およびその化合物（溶解性）	10
32	マンガンおよびその化合物（溶解性）	10
33	クロムおよびその化合物	2
34	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素および硝酸性窒素	380
35	水素イオン濃度(pH)	5~9
36	生物化学的酸素要求量(BOD)	600
37	浮遊物質量(SS)	600
38	ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油 5
39		動植物油 30
40	温度	45°C
41	よう素消費量	220
42	ダイオキシン類	10 pg-TEQ/1

別紙3

業務委託分担表

業務項目				業務分担	
大項目	中項目	小項目	細目	委託者	受託者
施設運転管理	運転管理業務	搬入監視業務			○
		受入・前脱水設備管理			○
		希釈・放流設備			○
		脱臭設備管理			○
		電気計装設備管理			○
		沈砂、脱水汚泥の場外搬出		○	
		その他、運転に係る設備管理			○
	保守管理業務	設備巡視点検	(日常点検)		○
		簡易修繕	簡易機器消耗品交換 (給油・給脂、Vベルト等)		○
		※標準工具を用いて、特殊な技能を必要とせず、日勤でできる取替えをいう	簡易小型機器交換		○
			簡易塗装補修		○
			簡易電気計装部品交換 (リレー、マグネット、サーマル、電極等)		○
		整理整頓			○
		緊急時対応業務	施設異常時の初期対応		○
事務業務	水質等分析業務	下水道放流水水質監視	SS・pH		○
		定期水質測定	COD・窒素		○
		脱水汚泥含水率分析			○
		水質・汚泥外部分析費用		○	採水のみ
	事務業務	収集運搬搬入業者の指導		○	
		搬入量調整	(受託者の従業員)	○	
		運転管理の事務			○
		労務管理			○
		安全衛生管理	(運転技術、安全衛生)		○
		教育・訓練・指導			○
資格	施設運転管理資格者	日報・月報等書類作成			○
		運転計画・整備計画 (委託業務内) の策定	運転管理マニュアル、緊急時マニュアル の作成など		○
		運転データ管理			○
		行政視察等現場対応		○	協力
		搬入業者の指導		○	協力
		一般廃棄物処理施設技術管理者 (屎尿、汚泥再生処理)		○	○
		第二種電気工事士			○
物品調達	物品等調達管理業務	酸素欠乏・硫化水素危険物作業主任者			○
		特定化学物資等作業主任者			○
		クレーン運転・玉掛け業務			○
		特別管理産業廃棄物管理責任者		○	
		運転管理用消耗品調達	機器消耗部品 搬入記録用紙、伝票	○	
		運転管理用器具調達	工具、安全対策器具、作業用器具、 水質分析用機器		○
		水質試験用試薬、器具			○

		清掃用具		<input type="radio"/>
		事務用品調達 (受託者で使用するもの)	事務用品、事務機器、通信機器	<input type="radio"/>
		備品在庫管理 (施設の運転に関するもの)		<input type="radio"/>

業務項目				業務分担	
大項目	中項目	小項目	細目	委託者	受託者
ユ ー テ イ リ テ イ	水光熱費	契約・支払等	電気	<input type="radio"/>	
			ガス	<input type="radio"/>	
			上水道	<input type="radio"/>	
			工業用水道	<input type="radio"/>	
			薬品	<input type="radio"/>	
清 掃 業 務 他	場内環境 整備業務 設備点検等 業務	施設内清掃	自主清掃		<input type="radio"/>
		各種槽内清掃		<input type="radio"/>	協力
		建物外、敷地内日常清掃	自主清掃		<input type="radio"/>
		pH、含水率測定機器清掃	簡易機器の清掃		<input type="radio"/>
		し尿処理棟内清掃	自主清掃		<input type="radio"/>
		敷地内除雪		<input type="radio"/>	
		簡易な除雪	玄関、受入室出入口		<input type="radio"/>
		敷地内 スノーポール設置撤去			<input type="radio"/>
設 備 点 検	設備点検等 業務	保守点検業務	消防設備保守点検業務 点検回数：2回/年	<input type="radio"/>	
			自家用電気工作物保安業務 点検回数：1回/年	<input type="radio"/>	
			クレーン年次点検		<input type="radio"/>

別紙4 点検項目リスト

設備名	機器名称	型式	日常点検	週点検	月点検	3ヶ月点検	6ヶ月点検	12ヶ月点検
1. 受入設備	受入口	負圧式手動型	汚れ・錆び・損傷等の確認					
	高压洗浄装置	高压洗浄機		異音・振動・異臭・発熱・漏れの確認				
	真空ポンプ	真空吸引式		"				
	沈砂セパレータ	密閉型(変形円錐形)		汚れ・漏れ等の確認				
	バキュームタンク	真空密閉型	"					
	沈砂コンテナ	ワンタッチ式箱型			汚れ・錆び・損傷等の確認			
	沈砂搬出用チェーンロック	電動チェーンロック			動作確認			
	破碎機	無閉塞渦巻(槽外堅型)	異音・振動・発熱・漏れ等確認及び各計器指示計の確認		油脂確認		油脂補給	
	前貯留槽搅拌プロワ	ロータリープロワ	"		Vベルト調整・ボルト増締	フィルター清掃	"	
	分離液槽等搅拌プロワ	ロータリープロワ	"		"	"	"	
	前貯留槽(1)散気装置	多孔管式	散気状態の確認(目視)					
	前貯留槽(2)散気装置	多孔管式	"					
	消泡剤貯槽	密閉円筒堅型槽	漏れ・損傷等の確認					警報用電極確認 (不具合時都度対応)
	消泡剤注入ポンプ	ダイヤフラム型	異音・振動・異臭・発熱・漏れの確認					油脂交換
	前貯留槽搅拌ポンプ	無閉塞渦巻(槽外堅型)	異音・振動・発熱・漏れ等確認及び各計器指示計の確認		油脂確認		油脂交換	
2. 資源化設備	ポリテツ貯槽	密閉円筒立型タンク	漏れ・損傷等の確認					
	脱水用ポリテツポンプ	ダイヤフラム型	異音・振動・異臭・発熱・漏れの確認				安全弁・背圧弁点検	油脂交換
	ポリマ原液貯槽	密閉円筒立型タンク	漏れ・損傷等の確認					
	ポリマ自動溶解装置	連続自動溶解式	異音・振動・異臭・発熱・漏れの確認					油脂補給
	脱水ポリマー注入ポンプ	一軸ネジ式定量型	異音・振動・発熱・漏れ等確認及び各計器指示計の確認				油脂交換	
	硫酸バンド注入ポンプ	ダイヤフラム型	異音・振動・異臭・発熱・漏れの確認				安全弁・背圧弁点検	油脂交換
	投入ポンプ	無閉塞渦巻(槽外堅型)	異音・振動・発熱・漏れ等確認及び各計器指示計の確認				油脂交換	
	脱水機	軸摺動式スクリューピレス	"		油脂確認			油脂交換
	濃縮機	重力濃縮機	"		"			
	凝集反応槽	鋼板製円筒形2槽式	漏れ・損傷等の確認	タンク内清掃				
	凝集反応槽搅拌機	パドル式搅拌機	異音・振動・異臭・発熱・漏れの確認		油脂確認			油脂交換
	脱水設備架台				汚れ・錆び・損傷等の確認			
	脱水機用チェーンロック	電動チェーンロック			動作確認			
	脱水汚泥コンベア	フライトコンベヤ	異音・振動・異臭・発熱・漏れの確認		内部清掃・点検			油脂補給
	消臭剤噴霧装置	タク付ポンプユニット	"					
	分離液移送ポンプ	無閉塞型汚泥ポンプ	異音・振動・発熱・漏れ等確認及び各計器指示計の確認		Vベルト点検		油脂補給	

別紙4 点検項目リスト

設備名	機器名称	型式	日常点検	週点検	月点検	3ヶ月点検	6ヶ月点検	12ヶ月点検
	分離液槽(1)散気装置	多孔管式	散気状態の確認(目視)					
	分離液槽(2)散気装置	多孔管式	〃					
	空気圧縮機	無給油圧力開閉式	異音・振動・異臭・発熱・漏れの確認					
3. 放流設備								
	希釀槽散気装置	多孔管式	散気状態の確認(目視)					
	放流ポンプ	無閉塞型汚泥ポンプ	異音・振動・発熱・漏れ等確認及び各計器指示計の確認		Vベルト点検		油脂補給	
	pH調整用苛性ソーダポンプ	ダイヤフラム型	異音・振動・異臭・発熱・漏れの確認				安全弁・背圧弁点検	油脂交換
4. 脱臭設備								
	高濃度臭気ファン	片吸込ターボファン	異音・振動・汚れ・損傷等の確認		Vベルト点検		油脂交換	
	生物脱臭塔	1塔2段式充填塔	異音・振動・漏れの確認	流量計清掃			脱臭状態確認	充填剤・ノズル確認
	生物脱臭塔循環ポンプ	立軸渦巻型(槽外型)	異音・振動・発熱・漏れ等確認及び各計器指示計の確認					
	酸・アルカリ・次亜塩洗浄塔	豎型充填塔	異音・振動・漏れの確認	流量計清掃	PH計・残塩計清掃校正		脱臭状態確認	充填剤・ノズル確認
	酸循環ポンプ	立軸渦巻型(槽外型)	異音・振動・発熱・漏れ等確認及び各計器指示計の確認					
	アルカリ循環ポンプ	立軸渦巻型(槽外型)	〃					
	硫酸貯槽	密閉円筒立型タンク	異音・振動・漏れの確認					警報用電極確認 (不具合時都度対応)
	脱臭用酸注入ポンプ	ダイヤフラム型	異音・振動・異臭・発熱・漏れの確認及び各計器指示計の確認				安全弁・背圧弁点検	油脂交換
	苛性ソーダ貯槽	密閉円筒立型タンク	異音・振動・漏れの確認					警報用電極確認 (不具合時都度対応)
	脱臭用苛性ソーダポンプ	ダイヤフラム型	異音・振動・発熱・漏れ等確認及び各計器指示計の確認				安全弁・背圧弁点検	油脂交換
	次亜塩素酸ソーダ貯槽	密閉円筒立型タンク	漏れ・損傷等の確認					
	脱臭用次亜塩素酸ポンプ	ダイヤフラム型	異音・振動・異臭・発熱・漏れの確認				安全弁・背圧弁点検	油脂交換
	スケル防止剤注入装置	タンク上乗ダイヤフラム型	〃					〃
	高濃度活性炭吸着塔	豎型充填塔	異音・振動・漏れの確認		脱臭状態確認			
	低濃度臭気ファン	片吸込ターボファン	異音・振動・発熱・漏れ等確認及び各計器指示計の確認		Vベルト点検		油脂交換	
	低濃度活性炭吸着塔	豎型充填塔	異音・振動・漏れの確認		脱臭状態確認			
	活性炭用チェーンブロック	電動チェーンブロック			動作確認			
5. 用水設備								
	希釀水供給用ポンプ	水中用水ポンプ	異音・振動の確認					油脂交換
	自動給水装置	吐出圧力一定	異音・振動・発熱・漏れ等確認及び各計器指示計の確認					
	床排水ポンプ	ボルテックス水中汚水ポンプ	〃					絶縁抵抗値の測定
6. その他設備								
	1階用チェーンブロック	電動チェーンブロック			動作確認			
	2階用チェーンブロック	電動チェーンブロック			〃			
7. 計装・制御機器								

別紙4 点検項目リスト

設備名	機器名称	型式	日常点検	週点検	月点検	3ヶ月点検	6ヶ月点検	12ヶ月点検
	受入槽(1)液位計	差圧伝送式	指示計の確認		清掃			
	受入槽(2)液位計	差圧伝送式	〃		〃			
	前貯留槽(1)液位計	差圧伝送式	〃		〃			
	前貯留槽(2)液位計	差圧伝送式	〃		〃			
	分離液槽(1)液位計	差圧伝送式	〃		〃			
	分離液槽(2)液位計	差圧伝送式	〃		〃			
	希釀槽液位計	差圧伝送式	〃		〃			
	ポリマ原液貯槽液位計	超音波式	〃		〃			
	破碎し尿(1)流量計	電磁流量計	〃		〃			
	破碎し尿(2)流量計	電磁流量計	〃		〃			
	投入汚泥(1)流量計	電磁流量計	〃		〃			
	投入汚泥(2)流量計	電磁流量計	〃		〃			
	ポリマ(1)流量計	電磁流量計	〃		〃			
	ポリマ(2)流量計	電磁流量計	〃		〃			
	分離液流量計	電磁流量計	〃		〃			
	希釀水流量計	電磁流量計	〃		〃			
	放流水流量計	電磁流量計	〃		〃			
	凝集反応槽(1)pH計	浸漬型	〃	kclの確認	電極清掃・校正			
	凝集反応槽(2)pH計	浸漬型	〃	〃	〃			
	生物脱臭循環槽pH計	浸漬型	〃	〃	〃			
	酸循環槽pH計	浸漬型	〃	〃	〃			
	アルカリ・次亜塩循環槽pH計	浸漬型	〃	〃	〃			
	アルカリ・次亜塩循環槽塩素濃度計	流通式	〃	電極・測定水量の確認	〃			
	生物脱臭循環槽温度計	熱電対式	〃					
8. 簡易生物処理装置								
	BioGill Tower		汚れ・錆び・損傷等の確認		内部清掃			
	循環槽	鋼板製角型水槽	〃				内部清掃	
	原水ポンプ	一軸ネジ式ポンプ	異音・振動・発熱・漏れ等確認及び各計器指示計の確認					
	循環ポンプ	水中汚水ポンプ	〃				絶縁抵抗値測定	
	処理水移送ポンプ	水中汚水ポンプ	〃				絶縁抵抗値測定	
	処理水ポンプ	水中汚水ポンプ	〃				絶縁抵抗値測定	
	地下原水流量計	電磁流量計	指示計の確認					
	1階原水流量計	電磁流量計	〃					

別紙4 点検項目リスト

設備名	機器名称	型式	日常点検	週点検	月点検	3ヶ月点検	6ヶ月点検	12ヶ月点検
	地下原水温度計	測温抵抗体	〃					
	地下処理水温度計	測温抵抗体	〃					
	1階処理水温度計	測温抵抗体	〃					
	1階原水温度計	測温抵抗体	〃					
	処理水受槽	地上型水槽	汚れ・錆び・損傷等の確認					内部清掃
	処理水槽	地上型水槽	〃					内部清掃
9. 換気設備								
	斜流ファン	斜流送風機			汚れ・錆び・損傷等の確認			
	片吸込シロッコファン	片吸込マルチエースファン			〃			油脂補給
	片吸込シロッコファン	片吸込マルチエースファン			〃			油脂補給
	片吸込シロッコファン	片吸込マルチエースファン			〃			油脂補給

プロセス用水使用制限値

種別 : 工業用水道

使用水量 : 最大 100m³/時

放流水質基準

放流水量 : 通常 550m³/日、最大 600m³/日以下

放流水水質 :

	項目	排水基準値
(1)	pH	5超え9未満
(2)	BOD	600mg/L
(3)	SS	600mg/L
(4)	NH4-N+NOX-N	380mg/L
(5)	T-P	32mg/L
(6)	ノルマルヘキサン鉱油類	5mg/L
(7)	ノルマルヘキサン動植物油類	30mg/L
(8)	ヨウ素消費量	220mg/L

資源化物(助燃剤)

含水率 : 70%以下

悪臭物質濃度基準値

敷地境界線 :

	項目	濃度基準値
(1)	臭気濃度	2.5
(2)	アンモニア	1ppm以下
(3)	メチルメルカプタン	0.002ppm以下
(4)	硫化水素	0.02ppm以下
(5)	硫化メチル	0.01ppm以下
(6)	二硫化メチル	0.009ppm以下
(7)	トリメチルアミン	0.005ppm以下
(8)	アセトアルデヒド	0.05ppm以下
(9)	プロピオンアルデヒド	0.05ppm以下
(10)	ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm以下
(11)	イソブチルアルデヒド	0.02ppm以下
(12)	ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm以下
(13)	イソバレルアルデヒド	0.003ppm以下
(14)	イソブタノール	0.9ppm以下
(15)	酢酸エチル	3ppm以下
(16)	メチルイソブチルケトン	1ppm以下
(17)	トルエン	10ppm以下
(18)	スチレン	0.4ppm以下
(19)	キシレン	1ppm以下
(20)	プロピオン酸	0.03ppm以下
(21)	ノルマル酪酸	0.001ppm以下
(22)	ノルマル吉草酸	0.0009ppm以下
(23)	イソ吉草酸	0.001ppm以下

放流水

臭気指数 : 31以下

臭気濃度 :

	項目	濃度基準値
(1)	メチルメルカプタン	0.03ppm以下
(2)	硫化水素	0.1ppm以下
(3)	硫化メチル	0.3ppm以下
(4)	二硫化メチル	0.6ppm以下